

キャリアコンサルティング技能検定 2022年度 試験運営業務委託に係る競争入札要領

本要領は、特定非営利活動法人キャリアコンサルティング協議会（以下「協議会」という。）が実施するキャリアコンサルティング技能検定試験における「キャリアコンサルティング技能検定 2022年度試験運営業務委託」に係る競争入札の実施に関して定めるものである。

1 委託業務名

キャリアコンサルティング技能検定 2022年度 試験運営業務（以下「業務」という。）

2 委託期間

契約締結の日から2027（令和9）年3月末日まで

3 業務内容

別紙「キャリアコンサルティング技能検定 試験運営業務のための仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

4 応募資格および要件

本企画競争を公示した後、2022（令和4）年2月18日（金）午後5時までに、企画競争への参加意思を表明した者に対し、協議会キャリアコンサルティング技能検定試験事務局が応募資格及び要件について簡単なヒアリングを実施し、適合すると認めた者に対し仕様書を提供する。

なお、企画提案書を提出する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- （1） 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- （2） 国または公的機関若しくは民間の資格試験において、本業務と同程度の業務を請け負った実績があること。
- （3） プライバシーマークの使用許諾を受けていること。
- （4） 次の要件のいずれかに該当する場合、提出された企画提案は無効とする。
 - ・ 応募資格の無い者が入札した場合
 - ・ 企画提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
 - ・ 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - ・ 企画提案書に記載すべき内容以外の余事内容が記載されている場合
 - ・ 企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合
 - ・ 入札要領及び仕様書に示した要件に適合しない場合
 - ・ 応募期間中に会社更正法（平成14 年法律第154 号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11 年法律第225 号）に基づく再生手続の申立てがなされた場合

- (5) 協議会が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者が提出した企画提案書は、無効とする。

5 企画提案書の作成方法及び留意点

- (1) 「6 企画提案書の記載内容」に掲げる事項を漏れなく記載し、「7 提出書類」に記載のある書類とともに提出すること。
- (2) 企画提案書に記載の金額は、税込み（消費税10%）金額とすること。
- (3) 企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。

6 企画提案書の記載内容

提案する業務の以下の点について、実現方法を具体的に記載すること。また各業務の所要経費について、別紙「経費見積書」（書式自由）に記載すること。

- (1) 試験会場の下見、会場担当者との打ち合わせ
- (2) 運営係員の確保（体制についての説明を含む）
- (3) 試験用資材の作成
- (4) 試験問題・備品の保管・管理（体制についての説明を含む）
- (5) 試験の実施・運営
- (6) 解答用紙・資材の回収・返送
- (7) 報告書の作成
- (8) 昼食の手配・ごみの回収

7 提出書類

- ・ 企画提案書
- ・ 見積書（仕様及び企画提案内容に則した項目にて明細がわかる書式）
- ・ 営業経歴書並びに財務諸表（直前2年分）
- ・ 業務実績書（国家試験等に関する運営業務の実績を示す書類）（直前2年分）
- ・ プライバシーマーク使用許諾証若しくはプライバシーマーク登録証の写し
- ・ 協議会が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書、入札に際し知り得た情報等に関する秘密保持誓約書

8 提出書類の提出

- (1) 提出部数
各2部提出
- (2) 提出場所
特定非営利活動法人キャリアコンサルティング協議会 試験部技能検定課
〒105-0011 東京都港区芝公園1丁目6番8号 泉芝公園ビル5階
Tel:03-5402-4688 FAX:03-5402-5599
- (3) 提出日
2022（令和4）年3月1日（火）17時 まで

(4) 提出方法

原則持参形式とする。企画提案を希望する者は、事前に提出日時の予約を電話にて行うこと。また郵送または電子メール等による提出を希望する場合は別途申し出、併せて協議会が指示する場合はオンライン面談による企画案の説明に応じること。

(5) その他

提出された企画提案書及び関連書類等は返却しない。

9 企画提案の審査方法

- (1) 提出された企画提案書の書類審査により、委託先を選定する。委託先の選定は、協議会内に設置された審査委員会において、提出された内容の効果等を評価し、委託金額の範囲内で、評価結果の上位の者から委託先として選定する。
- (2) 委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じない。
- (3) 審査結果に関わらず、企画提案書を提出した者に対しては、その結果を書面により通知する。

10 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出、ヒアリングに要する経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書は、提出者に無断で使用しないものとする。但し、提案のあった内容については、今後の参考にすることがある。
- (3) 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- (4) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位等は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

以上